

# 「博物館展示計画策定業務委託」に関するプロポーザル実施要領

## 1 業務の目的

この実施要領は、博物館展示計画策定業務委託（以下「本業務」という。）の受託業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するための必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務の概要

- |          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| (1) 業務名称 | 博物館展示計画策定業務委託                    |
| (2) 履行場所 | 松戸市立博物館ほか                        |
| (3) 業務内容 | 別紙「博物館展示計画策定」仕様書（以下「仕様書」という）による。 |
| (4) 業務期間 | 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで            |

## 3 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務は、こどもミュージアムの新設及び総合展示室・主題展示室の改修計画を策定するものである。「松戸市立博物館リニューアル基本構想・基本計画」に示される博物館全体の現状と課題、改修方針、そして各展示空間の理念等を十分に理解した上で具体化していく必要があるため、受託者には博物館学、展示学等にもとづいた高度な専門性と技術が求められる。またそれらの裏付けとなる事業実績を有することが望ましい。価格のみによる競争では上記の条件に適合する業者が選定されとは限らないため、プロポーザル方式を採る。

## 4 プロポーザルの方法

業務の性質上、広く提案を受けることが望ましいため、公募型とする。

## 5 実施スケジュール

(1) 公募開始	令和6年6月7日(金)
(2) 質問書受付締切	令和6年6月14日(金)
(3) 質問書回答期限	令和6年6月19日(水)
(4) 参加申込書受付締切	令和6年6月21日(金)
(5) 参加資格確認結果通知	令和6年6月28日(金)
(6) 提案書提出締切	令和6年7月12日(金)
(7) プレゼンテーション	令和6年7月19日(金)
(8) 審査結果通知	令和6年7月30日(火)

※ただし日程については事務上の都合により変更する場合があります。

## 6 参加資格・参加申込方法

### (1) 参加資格

- ① 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規程ほか、次にいずれにも該当しないこと。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本事業の改札日(見積り合わせの日)前から6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始の決定がされていない者
  - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始の決定がされていない者
  - エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者
  - オ 事業協同組合等が参加申込をする場合は、その組合等の構成員になっている者は、単独で参加することはできない。
  - カ 参加しようとする者との間に「特手関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- ③ 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、松戸市建設工事請負者等指名停止措置要領による指名停止、松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び松戸市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措

置を受けていないこと。

④ 国税及び地方税を滞納していないこと。

⑤ 過去 10 年以内に受託した業務において、常設展示面積 500 m<sup>2</sup>以上の国又は地方自治体及び国公立の展示施設の管理運営を行う団体が発注する展示施設の新設又はリニューアルに係る計画もしくは展示設計業務の元請受託実績を 2 件以上有すること。

## (2) 参加申込書等の提出

### ① 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申請書（様式 1）

イ 公募型プロポーザル参加申請に係る誓約書（様式 2）

ウ 使用印鑑届兼委任状

（千葉県電子自治体共同運営協議会へ提出しているものの写し）

エ 会社概要書（様式 3）

オ 業務実績書（様式 4）

カ 履歴事項全部証明書

キ 納税証明書（国税）

ク 納税証明書（法人市町村民税、固定資産税）

② 提出方法 郵送のみ（簡易書留に限る）

③ 提出先 松戸市教育委員会 生涯学習部 文化財保存活用課  
〒271-8588 松戸市根本 387 番地の 5

④ 提出期限 令和 6 年 6 月 21 日（金）※必着

## (3) 参加申込の承認

参加申込の結果については令和 6 年 6 月 28 日（金）に通知する。

## 7 提案限度額

11,500,000 円（税込）

## 8 プロポーザルの方法

本プロポーザルについては、選考委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められたものを選定する。

- (1) 会社概要（専門性、実績、本事業内容との合致性等）
- (2) 業務の実施体制（人員配置の妥当性、担当予定者の実績等）
- (3) 提案内容（業務実施方針、リニューアル全体の平面計画、こどもミュージアムの整備のあり方、総合展示室・主題展示室リニューアルのあり方、独自提案等）
- (4) 業務スケジュール
- (5) 費用

各項目の配点等については別表 1「博物館展示計画策定業務委託に関するプロポーザル評価基準」による。

## 9 提案方法等

### (1) 質問

- ① 質問方法 電子メールで事務局あてに送付すること。  
Mail : mchakubutsukan@city.matsudo.chiba.jp
- ② 質問期間 令和 6 年 6 月 7 日（金）～令和 6 年 6 月 14 日（金）17：00 必着  
※評価等に影響を及ぼすおそれのある質問（参加業者、評価委員等）は受け付けない。

### (2) 質問への回答

- ① 回答方法 事務局より電子メールにて送付。
- ② 回答日 令和 6 年 6 月 19 日（水）

### (3) 提案の範囲、実施項目

- ① 総合展示室（約 829.44 m<sup>2</sup>）
- ② 主題展示室（約 215.09 m<sup>2</sup>）
- ③ こどもミュージアム（1 階エントランス周辺約 636.44 m<sup>2</sup>）  
・中央ステーション機能、屋内・屋外体験エリアの新設、既存諸室の改修、体験プログラムの整備等 別紙 1～3 を参照

### (4) 提出書類

- ① 業務の実施体制、担当予定者の経歴・実績（A3 横・1 枚以内）
- ② 基本的な考え方、展示展開について（A3 横・4 枚以内）
- ③ 展示計画に係るスケジュール（A3 横・1 枚）

④ 見積書 (A4)

(5) 提案書の提出

提出書類一式を下記の要領で提出すること。

- ① 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る）
- ② 提出先 松戸市教育委員会生涯学習部文化財保存活用課  
〒270-2252 松戸市千駄堀 671 番地 松戸市立博物館
- ③ 提出期限 令和6年7月12日（金）

(6) 参考資料

- ① 仕様書
- ② 別紙1 こどもミュージアムのゾーニング基本方針
- ③ 別紙2 こどもミュージアムの実施予定プログラム案  
『「こどもミュージアム」展示開発に向けた製作途中報告書』を貸与
- ④ 別紙3 総合展示室・主題展示室の計画与件
- ⑤ 『松戸市立博物館リニューアル基本構想・基本計画』

※⑥は市ホームページ等で入手すること。

(7) プレゼンテーション

- ① 日 時 令和6年7月19日（金） 時間は参加申込が承認された事業者へ通知
- ② 集合場所 参加申込が承認された事業者へ通知
- ③ 出席者 1事業者5名以内
- ④ 実施時間 1事業者20分以内（他に質疑時間10分で計30分）

※プレゼンテーション機材の設営・撤去等のため、前後10分ずつを設ける。

- ⑤ 資 料 プレゼンテーションは提案書に沿って行い、追加の資料提示は認めない。
- ⑥ 機材・物品 プロジェクター（EPSON社製 EB-1785W）・スクリーン・机・椅子は事務局が用意する。その他プレゼンテーションに必要な機材・物品等は事業者が用意すること。
- ⑦ その他 事業者が1者であってもプレゼンテーションは実施する。

## 10 審査結果の通知

審査結果は令和6年7月30日(火)に通知する。受託候補者を選定した場合、採用通知書、それ以外の者には不採用通知を送付する。

## 11 結果の公表及び方法

審査結果は市ホームページで公表する。公表する内容は評価項目、点数配分、参加事業者名、採点結果(各大項目の得点及び合計点)とする。ただし受託候補者以外の事業者名と採点結果は対応させない。参加事業者が2者の場合は採点結果のみ公表し、事業者名は公表しない。

## 12 失格要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は失格とする

- ① 参加申込書又は提出書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載が認められた場合
- ③ 提案限度額を超える費用概算が提出された場合
- ④ プレゼンテーション開始時間までに会場に到着しなかった場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為が認められた場合

## 13 辞退

参加申込書提出後に本プロポーザルを辞退する場合、辞退届をプレゼンテーション実施日の2日前までに提出すること。

## 14 その他留意事項

### (1) 提出された提案書等の取扱い

提案書は返却しないものとする。また、提案書作成のために事務局から受領した資料は許可なく公表・使用してはならない。

### (2) 経費の負担

当該業者選定に際し、各業者が要した経費の支払いは行わない。

## 15 事務局

松戸市教育委員会生涯学習部文化財保存活用課博物館

担当：豊島・加藤・中山・大西

①令和6年6月18日（火）から令和6年6月24日（月）の期間は、土曜日曜を除く8：30～17：00まで

松戸市教育委員会 生涯学習部 文化財保存活用課

電話番号：047-366-7462

F a x：047-366-7055

Mail：mcbunkazai@city.matsudo.chiba.jp

②上記以外

松戸市教育委員会 生涯学習部 文化財保存活用課 博物館

電話番号：047-384-8272

F a x：047-384-8194

Mail：mchakubutsukan@city.matsudo.chiba.jp

## 別表1

「博物館展示計画策定業務委託」に関するプロポーザル評価基準

審査項目	審査内容	配点
① 会社実績、業務の実施体制、担当予定者の経歴・実績・本業務との合致の度合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の実績と専門性</li> <li>・担当者の実績と専門性</li> <li>・本事業内容との合致</li> </ul>	15
② 基本的な考え方 展示展開等について	・事業実施方針	10
	・リニューアル全体の平面計画	15
	・こどもミュージアムの整備のあり方	15
	・総合展示室・主題展示室リニューアルのあり方	15
	・独自提案	10
③ 展示計画に係るスケジュール	・業務の確実性	10
④ 見積額	・費用の妥当性	10